

告示第 126 号

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 4 項の規定により、兵庫県屋外広告物条例に違反する広告物を除却したので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 25 日

兵庫県揖保郡太子町長 沖 汐 守 彦

記

- 1 除却した広告物
はり紙 2 枚
- 2 表示又は設置されていた場所
兵庫県揖保郡太子町矢田部 交差点付近
- 3 除却した日
令和 8 年 9 月 10 日
- 4 広告物の保管場所
太子町役場 まちづくり課
- 5 保管を始めた日
令和 8 年 9 月 10 日

6 その他

保管している広告物の返還を求める者は、告示した日から 6 日を経過するまでに保管場所に出頭し、再度違反して表示又は設置しない旨の誓約書を提出の上、申し出ること。